平成２９年（フ）第１９８号
千葉県成田市江弁須495番地６
債務者　武田　梨絵
１　決定年月日時　平成29年８月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１７４号
盛岡市愛宕町20番13号　第１さくら荘３号、旧住所盛岡市日戸字鷹高50番地20
債務者　千葉　翔太
１　決定年月日時　平成29年８月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２１５号
岩手県八幡平市大更第21地割29番地19　岩崎アパート３号
債務者　佐々木敏哉
１　決定年月日時　平成29年８月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２０号
山形県鶴岡市㮈代字小文地楯749番地
債務者　土岐　浩
１　決定年月日時　平成29年８月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第２１号
山形県鶴岡市㮈代字小文地楯749番地
債務者　土岐　ゆう
１　決定年月日時　平成29年８月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第５６号
福島県会津若松市緑町２番40号　市営住宅黒川団地11号、前住所福島県会津若松市慶山１丁目１番７号
債務者　川口　智子
１　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
新潟県上越市南本町３丁目６番２号コーポジョーシン南本町201、住民票上の住所新潟県上越市南本町３丁目６番２号　上新　201号
債務者　佐藤　吉美
１　決定年月日時　平成29年８月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１７３５号
大阪府枚方市桜丘町５―10―405、住民票上の住所大阪府枚方市星丘３丁目３番１―105号
債務者　西村　佳晃
１　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７８６号
大阪市住之江区南加賀屋２丁目２番29―805号
債務者　唐鎌七美こと　ＣＨＡＥ　ＭＩＮＫＹ　ＵＮＧ　蔡　　旼炅
１　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４４１号
大阪市都島区都島本通１丁目19番５号
債務者　下地八千代
１　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５８５号
大阪市住吉区苅田９丁目１番23号　シグネットあびこ402号
債務者　森本　捺実
１　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５８８号
大阪府吹田市山田西２丁目15番７―401号
債務者　新井和惠こと　鄭　　和惠
１　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６６７号
大阪府守口市日光町３番６―501号
債務者　渡邉真由美
１　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７５３号
大阪市天王寺区味原町13番18号オーセント味原402号
債務者　角谷　誠士
１　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８２４号
大阪府箕面市小野原東４丁目24番１号（202号）
債務者　本堂　勝久（旧姓荒瀬・寄兼）
１　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８４４号
大阪市東淀川区淡路４丁目５番９号
債務者　三木　一史
１　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９５７号
大阪市西成区南津守３丁目１番77―109号
債務者　山本　晋孝
１　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部